

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月13日

岩手県立宮古病院長 佐藤 一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 岩手県立宮古病院基準寝具取扱業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立宮古病院 岩手県宮古市崎楯ヶ崎第1地割11番地26
- (5) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 岩手県内に本社又は営業所を有し、緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒027-0096 岩手県宮古市崎楯ヶ崎第1地割11番地26

岩手県立宮古病院総務課管財係 電話：0193-62-4011 FAX：0193-63-6941

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間

令和8年2月13日(金)から令和8年2月24日(火)の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

(3) ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/iryoukyoku/oshirase/index.html>

岩手県トップページ＞（県の機関）医療局＞お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和8年2月24日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない（郵送可）。

また、入札日の前日までの間において、岩手県立宮古病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和8年2月19日(木)午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和8年2月20日(金)午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月5日(木)午前10時30分 岩手県立宮古病院 2階会議室

郵便により入札書を提出する場合は、書留郵便をもって、入札日の前日までに到着するように送付すること。

7 その他

(1) 本入札は最低制限価格を適用する。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の額を納入すること。

ただし、医療局財務規程第184条の規定に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取

り消すものとする。

(8) その他 詳細については、入札説明書による。

(9) 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報取扱事務等の委託基準が定められたことから、契約後は個人情報の取扱いについて、下記の義務が生じるものであること。

イ 受注者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

ロ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ハ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

ニ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も受注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

ホ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

ヘ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

ト 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。